

○ 企業内容等の開示に関する留意事項について（平成11年4月大蔵省金融企画局）

改 正 案	現 行
<p>A 基本ガイドライン</p> <p>法第2条（定義）関係</p> <p>（新株予約権無償割当てに係る募集について）            2-3 会社法第277条の規定による新株予約権無償割当て（以下15-6において「<u>新株予約権無償割当て</u>という。）については、<u>新株予約権証券の取得勧誘に該当することに留意する。</u></p> <p>法第5条（有価証券届出書の提出とその添付書類）</p> <p>（<u>公衆縦覧書類の記載</u>）            5-22-2 開示府令第二号様式記載上の注意（77）のaに規定する「<u>法第25条第1項各号に掲げる書類を提出した場合には、その書類名及び提出年月日を記載すること</u>」の記載に当たっては、<u>当該書類が届出書提出日現在において、法第25条第1項各号に掲げる書類の区分に応じ、当該各号に掲げる書類の公衆縦覧期間を経過していないものに限られることに留意する（第二号の四様式、第二号の五様式、第二号の六様式、第二号の七様式、第七号様式及び第七号の四様式に関する取扱いについて準用する。）。</u></p> <p>法第15条（届出の効力発生と目論見書の交付）関係</p> <p>（<u>新株予約権無償割当てにおける目論見書の交付について</u>）            15-6 <u>新株予約権無償割当てに係る目論見書については、当該新株予約権無償割当ての相手方が会社法第279条第2項の規定による通知を受理した日に当該新株予約権証券の取得が行われるものとして、あらかじめ又は同時に交付しなければならないことに留意する。</u></p> <p>法第24条の5（半期報告書、臨時報告書及びこれらの書類の写しの提出）関係</p> <p>（有価証券届出書等に関する取扱いの準用）            24の5-7 5-6、5-7-3、5-11、5-13、5-16から5-21、<u>5-22-2</u>、5-23及び5-42は、半期報告書に関する取扱いについて準用する。</p>	<p>A 基本ガイドライン</p> <p>法第2条（定義）関係</p> <p>（新株予約権無償割当てに係る募集について）            2-3 会社法第277条の規定による新株予約権無償割当てについては、<u>新株予約権の取得勧誘に該当することに留意する。</u></p> <p>法第5条（有価証券届出書の提出とその添付書類）</p> <p>（新設）</p> <p>法第15条（届出の効力発生と目論見書の交付）関係</p> <p>（新設）</p> <p>法第24条の5（半期報告書、臨時報告書及びこれらの書類の写しの提出）関係</p> <p>（有価証券届出書等に関する取扱いの準用）            24の5-7 5-6、5-7-3、5-11、5-13、5-16から5-21、5-23及び5-42は、半期報告書に関する取扱いについて準用する。</p>